

藤沢市教育情報セキュリティポリシー
基本方針
＜詳細編＞

藤沢市教育委員会

文書の新規発行／改定

版数	改定／施行年月日	文書の新規制定 ／改定内容	承認者	作成部署	文書整理番号
00	改定：平成 年 月 日 施行：平成25年 4月 1日	新規制定	吉田 教育長	学校教育 企画課	
01	改定：平成28年 9月 1日 施行：平成28年 9月 1日	全面改定	吉田 教育長	学校教育 企画課	287115000988
02	改定：平成29年 4月 1日 施行：平成29年 4月 1日	組織改正に 伴う変更	平岩 教育長	教育総務課	297101000117
03	改定：令和 2年 4月 1日 施行：令和 2年 4月 1日	全面改定	岩本 教育長	教育総務課	027101000005
04	改定：令和 3年 4月 1日 施行：令和 3年 4月 1日	組織改正に 伴う変更	岩本 教育長	教育総務課	037101000090
05	改定：令和 8年 3月31日 施行：令和 8年 4月 1日	地方自治法の改正 に伴う改定	岩本 教育長	教育総務課	077101001962
06	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
07	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				
08	改定：令和 年 月 日 施行：令和 年 月 日				

(注意)

- (1) 本文書を一部改定したときは、当該一部改定に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改定したときは、改定前の本文書を各所管において速やかに撤去し、廃棄するものとする。
- (3) 文書の新規制定／改定内容は、制定及び改定の都度、当該制定及び改定の履歴を記載したものと差し替える。

目次

1. 目的	1
2. 定義	1
3. 対象とする脅威	3
4. 適用範囲	3
5. 教職員等の遵守義務	3
6. 情報セキュリティ対策	3
7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し	4
9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定	5
10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定	5
11. 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の公開	5

1. 目的

藤沢市立学校及び教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持・向上するための対策について、遵守すべき行為や判断等の基準を統一的なレベルで定め、統合的、体系的かつ具体的に取りまとめるため、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』（以下「本ポリシーという。」）を策定する。

また、「サイバーセキュリティ基本法」第5条では、地方公共団体は「サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められていることから、本ポリシーでは、藤沢市立学校及び教育委員会のサイバーセキュリティに対する対策の基準、および実施の責務を定めるとともに、「地方自治法」第244条の6の第1項において、「普通地方公共団体の議会及び長その他の執行期間は、それぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。」と定められていることから、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー基本方針<詳細編>』を「教育委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針」と位置付けるものとする。

本ポリシーは、藤沢市立学校及び教育委員会が保有する情報資産に関する、業務に携わる全ての教職員、教育委員会職員（以下「教職員等」という）及び委託事業者に対し、情報セキュリティの維持、強化を促すものである。

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の体系を以下とする。

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 基本方針 』

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 基本方針<詳細編>』

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー 対策基準』

2. 定義

本ポリシーにおける用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報システム

サーバ及び端末並びにそれらの周辺機器、通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）等により電子情報を処理するシステム（クラウドサービスその他のハードウェアが藤沢市立学校及び教育委員会の管理下にないものを含む。）をいう。

(2) ネットワーク

サーバ及び端末等を接続してデータ通信するための情報通信網並びにその運営に必要な設備及び機器をいう。

(3) データ

情報システム又は電磁記録媒体及び紙媒体等に記録されている情報をい

- う。
- (4) 情報セキュリティ
組織で保有している情報資産を機密性、完全性、可用性が損なわれるような脅威から守ることをいう。
 - (5) 機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
 - (6) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
 - (7) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
 - (8) 校務支援システム
教員の校務（教務系、保健系、学籍系、学校事務系等）に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
 - (9) 情報資産
組織が持つ情報と情報システム及びこれらが適切に保護され 機能するために必要な要件の総称をいう。
 - (10) 電磁記録媒体
情報システムを利用して行うデータの処理に係る磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。
 - (11) 校務系情報
児童生徒や教職員等及び学校運営に関する機密情報をいう。
 - (12) 教育系情報
児童生徒や保護者へ公開する情報及び学校・学級運営で活用することを想定した情報のうち、校務系情報を除くものをいう。
 - (13) 学習系情報
児童生徒が授業などで作成した作品やワークシートなどの情報をいう。
 - (14) 端末
端末とは、パーソナルコンピュータ及び利用者がコンピュータ にデータを入力出力するための機能を備えた装置をいう。
 - (15) 校務用端末
校務系情報及び教育系情報にアクセスできる端末をいう。
 - (16) 学習用端末
学習系情報にアクセスできる端末をいう。

(17) オフィス機器

業務で使用する機器（プリンタ、スキャナ、電話、FAX、携帯電話、コピー機、デジタルカメラ等）をいう。

3. 対象とする脅威

本ポリシーを策定する上で、情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 組織の範囲

本ポリシーが適用される組織は、藤沢市立学校（小学校、中学校、特別支援学校）及び教育委員会とする。

(2) 情報資産の範囲

藤沢市立学校及び教育委員会が所有する情報資産の全てを対象とする。

5. 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本ポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

3で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

藤沢市立学校及び教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

藤沢市立学校及び教育委員会保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

重要なシステム・ネットワーク機器が設置されている領域や、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、本ポリシーの遵守状況の確認、本ポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) その他の情報セキュリティ

紙媒体文書の取扱いや電話、FAX、会話におけるセキュリティ対策を講じる。

(8) 評価・見直し

本ポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。本ポリシーの見直しが必要な場合は、適宜本ポリシーの見直しを行う。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本ポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本ポリシー

を見直す。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

本ポリシーに基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた本ポリシー対策基準を策定するものとする。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

本ポリシーに基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実地手順を策定するものとする。

11. 『藤沢市教育情報セキュリティポリシー』の公開

『藤沢市教育情報セキュリティポリシー基本方針』及び『藤沢市教育情報セキュリティポリシー基本方針<詳細編>』は公開とするが、『藤沢市教育情報セキュリティポリシー対策基準』及び各教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより藤沢市立学校の学校運営及び教育委員会事務に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。